

令和5年5月25日

開会 午前10時00分

○事務局長（戸谷靖君） おはようございます。

本日は、令和5年北アルプス広域連合議会5月定例会にご出席を賜り、御礼を申し上げます。

私は、北アルプス広域連合事務局長の戸谷でございます。議会事務局長を兼ねておりますことから、開会に先立ちまして、事務的な事項についてご報告を申し上げます。

はじめに、新たな広域連合議会議員の選任についてご報告いたします。

お手元に名簿をお配りしてございますので、ご覧をいただきたいと思います。

広域連合議会の2月定例会以降、4月23日に執り行われました統一地方選挙により、大町市、池田町におかれましては、議会議員選挙が行われ、臨時議会を経て、新たに広域連合議会議員が選任をされております。

また、白馬村議会におかれましては、広域連合議会議員の申し合わせによる任期が満了したことにより、3名のうち、2名の議員から辞職願が提出され、新たに2名の議員が選出をされております。

これらのことから、現在、広域連合議会の議長が空席となっております。

したがって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行うこととなっておりますので、現在、副議長の職にあります、太田伸子副議長に議事を進めていただきます。

それでは議長席にお着きいただき、この後の議事進行について、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました、太田伸子でございます。

本日招集されました北アルプス広域連合議会5月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

事務局長から説明のありましたとおり、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、私が議長の職務を行います。

議長選出までの限られた間ではありますが、議員各位のご協力を賜りまして、この任を果たしてまいりたいと思っておりますので、格段のご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから北アルプス広域連合議会5月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。

副連合長の小谷村の中村村長は、公務出張のため、本日の会議を欠席しております。

他の正副連合長は全員出席しております。

以上でございます。

日程第1 仮議席の指定

○副議長（太田伸子君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「仮議席の指定」を行います。

この度、統一地方選挙におきまして、大町市並びに池田町議会議員選挙及び、白馬村議会の広域連合議会議員の申し合わせ任期満了によりまして、新たに広域連合議会の議員に選出されました議員各位の仮議席につきましては、ただいま各自ご着席の議席を指定いたします。

この際お諮りいたします。

議員の皆さんと理事者等の紹介につきましては、お手元に配付してあります名簿により、個々の紹介に代えさせていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議員の皆さんと理事者等の紹介は名簿のとおりといたします。

日程第2 広域連合長あいさつ

○副議長（太田伸子君） 次に、日程第2「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） おはようございます。

さわやかな風薫る新緑の季節を迎えました。

本日ここに、令和5年北アルプス広域連合議会5月定例会が開会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

先般、大町市及び池田町におきましては、議会議員選挙が行われました。ご当選の榮譽を受けられました皆様に対しまして、心からお祝い申し上げます。誠にありがとうございます。

また、今般、申し合わせ任期により交代がありました白馬村議会を含め、市町村議会において行われました議会構成により、13名の方々が広域連合議会議員に選出されました。

議員各位におかれましては、当圏域の振興発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げます。

さらに、この度、小谷村長に中村義明氏が再選を果たされ、今月27日就任されました。

当圏域の振興並びに小谷村政の発展のため、引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、今月8日、新型コロナウイルスの感染症法による位置付けが、これまでの2類相当から、季節性インフルエンザ等と同様の5類へ移行したことに伴い、法令に基づき設置されておりました、国及び県の対策本部が廃止されました。

県におきましては、医療提供体制の負荷を示す医療アラートの運用を見直し、従来の4段階の区分を3段階とし、医療警報は入院者数300人以上、また医療非常事態宣言は500人以上を発出の目安とするなど、緩和と簡素化が図られました。

今後は、検査の結果により陽性が確認された場合でも、これまでのような法に基づく外出の自粛要請はなくなり、また基本的な感染対策は個人や事業者の自主的な判断に委ねられることとなります。

行動制限が解除され、マスク着用も緩和される中で迎えました、今年のゴールデンウィークは、当圏域内の観光スポットやイベントに大勢の観光客が訪れ、各地に賑わいが見られました。

3年以上にわたるコロナ禍で疲弊した圏域の経済にとりましても、本格的な地域経済の再生、復興へと移行してまいります。優れた観光資源を有する当圏域にとりまして、特に需要が落ち込んでおりました、宿泊業や飲食業をはじめとする観光業における需要の回復に、大きな期待を寄せるところでございます。引き続き、国、県と連携し、地域経済の再生に向け力を尽くしてまいります。

内閣府が今月10日に発表しました、3月の景気動向指数の速報によりますと、経済情勢につきましては、景気動向をとらえる一致指数は、前月と比較して横ばいの98.7となり、基調判断を足踏みをしているとしました。

また、先月25日に発表された4月の月例経済報告では、景気は一部に弱さが見られるものの緩やかに持ち直しているとし、また、先行きについては、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしております。

県内では、日本銀行松本支店が先月発表した金融経済動向では、本県経済は一部に弱い動きが見られるものの、持ち直しの動きが続いているとしております。また、雇用状況につきましては、長野労働局が先月発表した3月の県内雇用情勢は、着実に改善が進んでいるとし、このうち、当圏域の状況は、有効求人倍率は1.31倍で、前年同月を0.06ポイント上回るなど、21ヶ月連続して1倍を上回る状況が続いております。今後、インバウンド消費の増加や雇用の改善に期待するところでございます。

以下、当面する主な事業の取り組み状況について申し上げます。

初めに、広域計画につきましては、本年度は、令和6年度までの第5次計画の4年目に当たります。当圏域を取り巻く現下の状況は、少子高齢化と人口減少に加え、長引くコロナ禍による税の減収により、管内市町村は引き続き厳しい財政運営が求められております。

また、新型コロナウイルス感染症による様々な制約は解除されましたものの、依然として収束が見えないウクライナ情勢等に伴う、原材料価格の高止まりにより、地域経済や圏域住民の生活は大きな影響を受けております。このように、不透明な状況がなお続く社会経済情勢の中ではありますが、引き続き、計画に定めた方針に基づき、5市町村が緊密に連携して、北アルプス圏域の一体的な発展を目指し、広域的な課題に的確に対応してまいります。

次に、広域葬祭場について申し上げます。昨年度の運営状況は、人体665体、動物365体の火葬を行い、指定管理者の円滑な管理運営により、利用者からの要望等にも適切な対応が図られております。今後も、引き続き指定管理者との連携のもと、人生の終焉を迎える公の葬祭施設として、厳粛な中にも穏やかな雰囲気を保ち、個人を偲び送るにふさわしい施設の運営に努めてまいります。

次に、一般廃棄物処理事業について申し上げます。旧大町市環境プラント焼却等の解体撤去工事につきましては、今月11日に工事の一般競争入札を行い、この度、仮契約が整いましたことから、本定例会に工事請負契約締結に係る議案を上程いたしております。

また、本年度建設を予定しております、白馬リサイクルプラザの整備につきましては、資材価格の変動や社会情勢を考慮し、再度、基本設計まで立ち回り見直しを行うこととし、実施設計等見直業務を、先月3日発注をいたしました。今後は、本年度内の着実な建設工事の発注に向け、所要の事務を進めてまいります。

北アルプスエコパークにつきましては、本格稼働から間もなく5年が経過いたします。昨年度の1日当たりの可燃ごみ搬入量は、約31.1トンで、前年度に比べ4.7%の増、1日当たりの焼却量は、約32.9トンとなり、焼却日数は335日で、焼却率は105.8%となっております。荏原・テスコ特定業務委託共同企業体との間で、本年4月から10年間の契約を締結した長期包括運営管理業務では、プラント設備の運転管理、維持管理業務など、多くの業務を一本化することにより、費用の平準化を図っており、今後事業者との連携のもとで、安全で安定した施設の運営管理に努めてまいります。また、昨年度の排ガス等の測定結果につきましては、各項目ともに基準値及び自主規制値を下回る状況となっており、この結果につきましては、地元自治会にご報告するとともに、広域連合のホームページで随時公表しております。

資源物等の受け入れにつきましては、白馬リサイクルセンターが稼働して2年が経過し、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパークの各施設において、円滑な施設運営のもと、適正な処理を実施しております。なお、昨年4月から取り組みを始めましたペットボトルの水平リサイクルにつきましては、昨年度のペットボトルの受け入れ量は、53.0トンで、前年度に比べ10.9%の増となり、持続可能な循環型社会の実現と、SDGsへの貢献に寄与しているところでございます。

また、池田町及び松川村におきましても、独自に本年度より水平サイクルの取り組みを開始しております。今後も引き続き、圏域市町村との連携を密にし、ごみの減量化や分別収集、リサイクル化を一層進め、循環型社会の形成に努めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。本年度、広域消防本部において採用しました、女性職員1人を含む5人の職員は、先月から10月までの半年間、県消防学校初任科に入校し、消防職員としての基礎的な知識、技術の習得に励んでおります。

火災の状況につきましては、本年1月から先月までに20件発生し、前年同期と比較し、7件の増となっております。このうち8件が建物火災で、負傷者は大町市で1人、松川村で2人発生しており、引き続き市町村と連携を図り、火災予防に関する広報を積極的に展開し、注意喚起に努めてまいります。

救急出動につきましては、先月末現在1,291件で、昨年同期に比べ154件、13.5%の増となっており、この要因につきましては、インバウンドの回復に伴い、当圏域を訪れる外国人観光客からの出動要請が増加したことが考えられます。なお、これらの傷病者に対しては、通訳者を交えた3者での通話システムを活用するなど、丁寧な対応に努めております。

新型コロナウイルス等の感染防止対策につきましては、当本部の消防力を維持し、業務を継続するため、引き続き職員に対する様々な感染防止策を講ずるほか、本年度仮眠室の個室化による感染防止対策の強化を図ることとしており、先月28日に工事に伴う入札を行い、仮契約を締結しましたことから、本定例会に工事請負契約締結について議案を上程いたしております。これから迎える夏の観光シーズンに向け、なお一層地域住民及び観光客等に対する救急体制の維持向上に努めてまいります。

予防業務関係につきましては、令和2年度に施行されました、消防用設備等重大違反對象物の公表制度に基づき、現在、管内に所在する消防用設備等が未設置の対対象物4件に対し、重点的な指導を行うなど、違反事案の是正に取り組んでおります。

今後も火災による被害の軽減を図るため、防火管理の強化と消防用設備等の適正な整備について、啓発指導に努めてまいります。

消防機動力の整備につきましては、計画に基づき、配備後20年を経過しました大町消防署の水槽付消防ポンプ自動車の更新に伴う、車両購入の入札を先月24日に行い、仮契約を締結いたしましたので、本定例会に財産の取得に係る議案を上程いたしております。今回の更新車両は、最新の消火資機材を搭載し、消火用水につきましても、従来の2倍の容量となる3,000リットルを積載し、火災初期の対応力が大きく向上しております。今後も様々な災害における人的物的被害の軽減を図りますよう、計画的な消火資機材等の充実に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。虹の家の運営につきましては、昨年度、外部の専門家から助言等をいただき、健全な経営を目指して入所者の確保に努めた結果、令和3年度と比較し短期入所は287人減少したものの、契約入所が1,141人増加し、入所者全体では、前年度を854人上回る、1万6,693人の方にご利用いただきました。

また、通所利用は、運営日数が前年度に比べ1日多い244日となりましたが、延べ利用者数は、5,014人となり、181人下回る結果となりました。これは、圏域内におきましても繰り返した、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や感染に伴う自宅待機等の影響によるものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の状況は、現在も新規の感染が全国的に確認されておりますが、虹の家におきましては、感染予防対策を徹底し、施設内における感染の防止に努めた結果、休業等をせず通常の運営を継続しております。引き続き、感染予防に細心の注意を払い、安全で安心してご利用いただける施設の運営を目指してまいります。

虹の家の経営改善につきましては、安定的な経営に努めておりますが、老人保健施設を取り巻く環境や、住民ニーズの変化に的確に対応するよう、有識者を交えて立ち上げました虹の家経営改善委員会において検討を重ねてまいりました。このたび諮問に基づき、答申をいただきましたことから、この答申を踏まえ、経営改善に向けた今後の具体的な方向性についてさらに検討を進めてまいります。

なお、この答申の内容につきましては、本定例会終了後の全員協議会においてご説明申し上げますこととしております。

次に、介護保険事業について申し上げます。第8期介護保険事業計画は、中間年を過ぎ、計画の基本指針であります。地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの深化、推進に向け、様々な事業の展開に取り組んでおります。

計画に位置付けました認知症対応型共同生活介護と、小規模多機能型居宅介護施設の2つの介護サービス基盤の整備につきましては、いずれの事業所も本年3月末までに建設が完了し、先月1日からサービス提供を開始いたしました。また、この2施設の利用状況は、今月1日時点におきまして、それぞれ入居または登録定員に対し、ほぼ満員の状況で稼働しております。

本年度は、第8期計画期間の最終年度となります。独居高齢者や認知症高齢者の増加、さらには、少子高齢化に伴う介護の担い手不足など様々な課題がある中、計画に基づく様々な施策の取り組みにより、高齢者の皆様が、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりと、介護保険の安定的な運営に引き続き力を尽くしてまいります。さて、本年度は令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする、第9期介護保険事業計画の策定年度となります。策定にあたりましては、地域の状況、住民ニーズ等に係る所要の調査を実施し、介

介護保険事業の現状や課題の把握を行うこととしており、医療福祉関係者や被保険者等で構成する介護保険事業計画作成委員会におきまして、基本指針等の策定を進めてまいります。

また、併せて計画策定の基礎となります、被保険者数と認定者数等の推計につきましても、国の将来推計人口等を踏まえ、独自の推計を行うこととしており、とりわけ当圏域では、他の世代と比較して人口の比構成比が大きい、いわゆる団塊の世代が、昨年度から順次75歳に到達しておりますことから、今後、この世代の方々の介護ニーズの動向につきましても、分析、検証を行い、圏域の人口動態に即した推計を進めてまいります。

次に、介護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。鹿島荘の措置入所者は、今月1日現在、定員50人に対し、41人の方にご利用いただいております。新規の措置入所につきましては、関係市町村と調整し、今月開催した老人ホーム等入所判定委員会の審議を経て、2名の方の措置入所を決定いたしました。

今後も、関係市町村等と密接な連携を図り、入所者の継続的な確保に努めてまいります。

なお、鹿島荘におきましては、先月中旬、新型コロナウイルスの集団感染が発生し、利用者をはじめ、ご家族や関係機関の皆様大変ご迷惑をおかけしましたが、今月初旬には終息を迎え、連休明けからは平常の運営を取り戻しております。また、新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類相当から5類に移行したことを受け、外出制限や面会制限を順次緩和し、理美容などの外出や家族との対面での面会も再開しております。

また、ひだまりの家では、入所定員の9人にご利用いただいております。引き続き、新型コロナをはじめ様々な感染症への感染予防を徹底するとともに、安心して安全に日常生活を営むことができますよう、施設の運営に万全を期してまいります。

以上、当面する主な事業の取り組み状況について申し上げます。

引き続き、ポストコロナ、アフターコロナの穏やかな日常への回帰を契機として、圏域住民の皆様が安心して暮らすことができる地域社会再生のため、構成市町村との密接な連携を図り、広域行政の推進と圏域の振興発展に力を尽くしてまいります。

本定例会でご審議いただきます案件は、正副議長の選挙並びに議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の正副委員長及び委員の選任等に加え、報告案件6件、人事案件1件、事件案件3件、予算案件1件の合計11件でございます。

それぞれご提案申し上げます議案につきましては、上程の際、説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、先ほど私のごあいさつの中で、最初1ページの中段にあります、「さらにこの度、小谷村長に中村義明氏が再選され、今月27日就任」と申し上げましたが、先月27日の誤りでありましたので、ご訂正をお願い申し上げます。

また、6ページの関係で、一番最下欄の次に、「養護老人ホーム」鹿島荘関係についてと申し上げるところ「介護老人ホーム」と申し上げました。これも誤りですので、訂正しお詫び申し上げます。

どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○副議長（太田伸子君） ここで全員協議会を開催するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

日程第3 議長選挙

○副議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第3「議長の選挙」を議題といたします。

議員改選により、現在、議長が空席となっております。よって、議長の選挙を行います。
お諮りいたします。

議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法につきましては、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、二條孝夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、二條孝夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、二條孝夫議員が議長に当選されました。

議長に当選されました二條孝夫議員に、本席から議長当選の告知をいたします。

ここで議長に当選されました、二條孝夫議員のあいさつを受けることといたします。

二條孝夫議員。

〔議長（二條孝夫君）登壇〕

○議長（二條孝夫君） 一言、議長就任のあいさつを申し上げます。

この度、不詳私に、議員各位のご推挙によりまして、議長の要職にご選任賜り、心から感謝を申し上げます。私自身、身に余る光栄であり、その責任の重さをひしひしと感じている次第であります。

北アルプス広域連合議会の円滑な運営のため、誠心誠意努めますとともに、広域議会のさらなる活性化を目標とし、議長として全力を傾注してまいり所存であります。

近年、急激に進む少子高齢化社会や人口の減少、加えて長引く新型コロナウイルス感染症の影響などにより、構成市町村を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、それぞれの優れた地域特性を生かしながら、安心して暮らせるまちづくりを目指して、5市町村連携し課題解決に向け、皆様とともに努力してまいりたいと思っておりますので、議員各位をはじめ理事者並びに職員の皆様の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではありますが、議長就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお祈りをいたします。

○副議長（太田伸子君）ここで、めでたく議長が決定いたしましたので、これをもちまして議長を交代させていただきます。皆様のご協力により、臨時議長の職務を無事果たすことができましたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは二條孝夫議長、議長席にお着きください。

日程第4 議席の指定

○議長（二條孝夫君） それでは議長を交代いたしました。

会議を継続いたします。

日程第4「議席の指定」を行います。

お諮りいたします。

各議員の議席の指定につきましては、ただいま各自ご着席の仮議席を議席とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議席はただいまご着席の議席を指定をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、太田副議長より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

北アルプス広域連合議会会議規則第84条第2項に基づき、副議長の辞職の件を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

本件につきましては、太田伸子議員の一身上に関する案件でありますので、太田伸子議員の退席を求めることといたします。

〔副議長（太田伸子君）退席〕

それでは、事務局長に太田伸子議員の副議長辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 朗読をいたします。

辞職願、この度、一身上の都合により、北アルプス広域連合議会副議長を辞職したいので、地方自治法第108条及び北アルプス広域連合議会会議規則第83条の規定により、許可されるようお願い出ます。令和5年5月25日、北アルプス広域連合議会副議長、太田伸子、北アルプス広域連合議会議長、二條孝夫様宛。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） お諮りいたします。

太田伸子議員の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、太田伸子議員の副議長辞職を許可することに決しました。

ここで、太田伸子議員の退席を解きます。

〔副議長（太田伸子君）着席〕

ここで、私から太田伸子議員に申し上げます。

ただいま、副議長辞職の件は許可することに決しました。

ここで、議会全員協議会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となっておりますので、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、吉澤学議員を指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました、吉澤学議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました、吉澤学議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました吉澤学議員に、本席から副議長当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました吉澤学議員のあいさつを受けることといたします。

吉澤学議員。

〔副議長（吉澤学君）登壇〕

○副議長（吉澤学君） 一言、副議長就任のあいさつを申し上げます。

この度は、議員の皆様からご推挙いただきまして、北アルプス広域連合議会の副議長の栄職に就かせていただくことになり、私自身にとりまして、この上ない栄誉でありますとともに、その責任の重さを痛感する次第であります。

二條議長のもと、微力ではありますが議長を補佐し円滑な議会運営のため、副議長の職務を精一杯務めさせていただきます。

終わりに、議員各位、理事者並びに職員の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、副議長就任のあいさつとさせていただきます。
大変ありがとうございます。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第5「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、広域連合議会の会議規則第109条の規定により議長において、3番、傳刀健議員、4番、中村直人議員を指名いたします。

日程第6 会期の決定

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第6「会期の決定」を議題といたします。

会期は、会議規則第4条の規定により、会期のはじめに、議会の議決で定めることとされております。通常の場合は、事前に議会運営委員会を開催願ひ、審議の後、その結果を本会議に諮って決定しておりますが、この度は、一般選挙後初の議会でありますことから、そのような方法がとれません。

よって、これより決定したいと思います。

お諮りいたします。

本5月定例会の日程案は、お手元の配布の日程表のとおりであります。

付議されました案件の内容を検討の上、本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

ここで全員協議会を開催するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

日程第7 常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7「常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任」についてを議題といたします。

常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の所属は、広域連合議会委員会条例第6条の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。したがって、これより所属案を事務局長に発表いたさせます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖） ご報告いたします。

お配りしております議員名簿を併せてご覧ください。

それでは発表いたします。

まず、総務常任委員会委員でございます。1番、二條孝夫議員、5番、栗林陽一議員、6番、中牧盛登議員、7番、大和幸久議員、10番、矢口稔議員、12番、茅野靖昌議員、13番、山中伯行議員、14番、太田伸子議員、17番、吉澤学議員、以上9名でございます。続いて、福祉常任委員会委員でございます。

2番、太田昭司議員、3番、傳刀健議員、4番、中村直人議員、8番、横澤はま議員、9番、和澤忠志議員、11番、大和田耕一議員、15番、丸山和之議員、16番、切久保達也議員、18番、柴田友造議員、以上9名でございます。

次に、議会運営委員会委員でございます。

2番、太田昭司議員、8番、横澤はま議員、11番、大和田耕一議員、14番、太田伸子議員、17番、吉澤学議員、以上の5名でございます。

続いて、ごみ処理特別委員会委員でございますが、大町市及び白馬村より新たに広域連合議会議員になりました、1番、二條孝夫議員、2番、太田昭司議員、3番、傳刀健議員、4番、中村直人議員、5番、栗林陽一議員、6番、中牧盛登議員、7番、大和幸久議員、15番、丸山和之議員、16番、切久保達也議員、以上9名でございます。

所属案については以上のとおりでございます。

○議長（二條孝夫君） 各常任委員会並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の所属案は、ただいま事務局長が発表したとおりであります。

お諮りいたします。

発表のとおり、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の指名をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員は、発表のとおり決定をいたしました。

ここで、各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時53分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の開催結果を事務局長に報告いたします。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 先ほど開かれました、各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の開催結果についてご報告を申し上げます。

最初に総務常任委員会でございます。総務常任委員会委員長に、14番、太田伸子議員、同じく副委員長に、5番、栗林陽一議員、福祉常任委員会委員長に、11番、大和田耕一議員、同じく副委員長に、4番、中村直人議員、議会運営委員会委員長に、8番、横澤はま議員、同じく副委員長に、2番、太田昭司議員、ごみ処理特別委員会委員長に、2番、太田昭司議員、同じく副委員長に、18番、柴田友造議員がそれぞれ互選をされております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） ただいま報告のとおり、各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長が決定をいたしました。

ここで、議会運営委員長から発言を求められておりますので、発言を許可することといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（横澤はま君）登壇〕

○議会運営委員長（横澤はま君） 令和5年5月定例会議会運営委員会委員長報告を申し上げます。池田町議会選出の横沢はまでございます。

先ほど開催いたしました議会運営委員会におきまして、委員長にご推挙いただきましたので、よろしくお願い申し上げます。議員各位におかれましては、今後の円滑な議会運営にご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、議会運営委員会における審議の概要について報告をいたします。本定例会に付議されております各議案につきましては、委員会に付託せず、本会議で審議の上、採決することといたします。一般質問につきましては、3名の議員から通告書が提出されております。また、本会議終了後、全員協議会の開催を予定しております。議会運営委員会では、これを了承しております。

審議の概要は以上であります。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

○議長（二條孝夫君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会における各議案の委員会付託は省略し、本会議において採決することに決定をいたしました。

ここで昼食のため、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

日程第8 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8「議案の上程、説明、質疑、討論、採決」を行います。

初めに、報告第5号を議題として説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第5号、専第5号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）」につきまして、地方自治法第179条第1項に基づき、令和5年3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,056万2千円を追加し、総額を19億1,277万1千円とするものでございます。今回の補正は、事業費の確定と計数整理が主な内容となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1市町村負担金35万6千円の減は、葬祭場運営費の確定によるものでございます。

款2項2目2衛生手数料287万3千円の増は、指定ごみ袋の収入証紙販売代金及び直接搬入に伴います、ごみ焼却手数料の実績によるものでございます。

款3項1目1循環型社会形成推進交付金1万3千円の減は、ごみ処理広域化推進事業の実績によるもの、項2国庫負担金197万3千円の増、及び款4項1県負担金98万6千円の増は、いずれも低所得者保険料軽減負担金で、過年度分における介護保険料軽減負担金の精算に伴うものでございます。

款5項2目1物品売払収入78万9千円の増は、不要となった消防備品を売却したことによるものでございます。

款6項1目1土木事業基金繰入金1千円の減は、実績によるもの、款8項1目1雑入431万1千円の増は、節2消防費雑入は、新型コロナウイルス感染症患者移送経費等によるもの、節4衛生費雑入では、資源物売払収入の実績によるものでございます。

次に10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款3項1目3低所得者保険料軽減事業費394万7千円の増は、過年度分の介護保険料軽減負担金の精算に伴うものであり、介護保険事業特別会計に繰り出すものでございます。

款4項1目1葬祭場費21万9千円の減の主なもの、節12委託料では、葬祭場指定管理料の確定によるものでございます。目3廃棄物処理費14万円の減は、節10需要費は、プラント処理用薬剤等の消耗品費及び電気料等光熱水費の実績によるもの、節12委託料では、除雪業務委託等の実績によるものでございます。目4リサイクル推進費500万円の減は、節10需要費は、資源物リサイクル業務に伴う消耗品費の実績に伴うもの、節12委託料では、白馬リサイクルセンターにおける資源物等受入業務委託、除雪業務委託等の実績によるものでございます。

款5項1目1常備消防費349万1千円の減は、節2給料は、職員の退職によるもの、節3職員手当等は、期末手当等の実績によるものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。款9予備費1,546万5千円の増は、歳入歳出の調整によるものでございます。

14ページ、15ページは、給与費明細書、16ページは、今回の補正に伴います市町村負担金一覧表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第5号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第6号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、報告第6号、専第6号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、地方自

治法第179条第1項に基づき、令和5年3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるところでございます。

1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10万4千円を減額し、総額を1,092万4千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1利子及び配当金10万4千円の減は、定期預金による基金利子収入の実績によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款1項1目1活動事業費80万円の減は、節18負担金補助及び交付金で、ふるさと市町村圏事業補助金の交付実績であり、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になったイベント分を減額するものでございます。款2予備費69万6千円の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

中村直人議員。

○4番（中村直人君） すいません。財産運用収入のところの補正額のマイナスで、定期預金の実績という言い方をしたと思うんですが、預金の何ていうんですか、返ってくる予想がちょっと少なくなったからなのか、定期預金から出る収入が少なくなったのからなのか、もうちょっと詳しくお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 企画財政係長。

○企画財政係長（飯島伸幸君） お答えいたします。

基金利子収入につきましては、年度当初ですね、定期預金ということで、利率

0.0888%を見込んで予算立てをしておりました。それが見込んだ利率よりも下回ったということで、具体的には0.06%の運用となったというものでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第6号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第3号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第7号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第7号、専第7号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第5号）」につきまして、地方自治

法第179条第1項に基づき、令和5年3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万7千円を追加し、総額を2億7,478万2千円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、虹の家の利用者の確定に伴う介護給付費収入と施設利用料及び県からの新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金の確定に伴い、それぞれの科目について補正を行うもの、歳出では、事業費の確定に伴って不要額を整理するものでございます。

初めに、令和4年度の、虹の家の入所者数は、令和3年度と比較いたしますと、契約入所では1,141名多い、1万3,158名となり、短期入所では287名少ない3,535名となりました。また、通所利用者数は、令和3年度と比較いたしますと、181名少ない5,014名となりました。

それでは、8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1入所療養介護費収入24万円の減は、契約入所利用者の確定により減額をするものでございます。

款1項2目1短期入所療養介護費収入417万5千円の減は、短期入所利用者の確定に伴って減額をするものでございます。款1項2目2通所リハビリテーション費収入2万4千円の増は、通所リハビリテーション利用者の確定に伴うものでございます。款1項3目1施設利用料収入102万4千円の増は、利用者の確定によるものでございます。款1項4目1特定入所者介護サービス費収入3万円の減は、入所利用者の確定にもよるものでございます。款6項1目1虹の家事業基金繰入金300万円の増は、介護費収入の確定に伴い、不足となる財源を基金から繰り入れるものでございます。

10ページ、11ページをご覧ください。款7項1目1新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金56万円の増は、県補助金の確定に伴い増額を行うものでございます。

続きまして、12ページ、13ページの歳出をご覧ください。款1項1目1節3職員手当、節4共済費につきましては、虹の家職員の給与費の確定に伴う補正でございます。節10需用費につきましては、利用実績の確定に伴う補正でございます。

14ページ、15ページの予備費につきましては、歳入歳出の調整のため、減額を行うものでございます。

16ページ、17ページは、給与費明細書でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） はじめに2点ほど質問します。

1点目は、専第7号の中で、歳入の療養介護費収入マイナス340万円、虹の家の事業の基金がプラス300万円となっておりますけども、この理由について説明ください。2点目は、補正後の虹の家事業基金の残高というのは幾らになるのか、説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） はい、ただいまのお尋ねでございます。

療養介護費収入が340万円減で、基金繰入金300万円増とした補正の理由でございます。

療養介護費収入を340万円減額した主な理由でございますが、アドバイザーの助言により、契約入所者の積極的な確保と併せて、利用者の利用期間を延長する取り組みを行いました結果、契約入所に関わる利用者につきましては、昨年度を1,141名上回る1万3,158名となり、ここで1千万ほど収益が増加しております。

この取り組みを行った結果、短期入所利用者につきましては、利用できるベッドの確保が難しくなりましたことから、短期入所者につきましては昨年度と比較いたしますと、287名ほど下回っております。予算につきましては、昨年度と同程度の予算を見込んでおりましたことから、その部分について減額を行うものでございます。

また、虹の家の基金でございます。令和4年度末の残高につきましては、3,400万円程度を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 入所等の収入においてですね、今説明が若干ありましたけども、全体として入所、短期入所、通所それぞれ実績について、計画達成状況、これを改めてちょっと整理して説明いただけますか。

それから2点目は、経営改善委員会において検討している方向性の概要、それから、これについて財政シミュレーション等行っているのか、この点についても説明ください。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） はい、令和4年度におきます計画値と実績の状況でございます。

契約入所につきましては、計画値1万4,200名に対して、1万3,158名となり、達成率は93%でございます。

短期入所につきましては、計画値は2,750名でございました。実績は3,508名ありましたので、この部分については、127.6%でございます。

それから通所サービスにつきましては、計画値5,120名に対しまして、実績5,014名となりまして、達成率につきましては97.9%となっております。

それから、経営改善委員会の検討内容に関わるお尋ねでございます。虹の家の経営改善と今後の方向性に関わる検討につきましては、経営改善委員会では、昨年11月より、各月1回の開催をめどとして、委員会を開催してまいりました。

検討委員会では、現在までの虹の家の利用者や収益状況について、減少している状況であることを説明し、今後の方向性等について協議をいただきました。この後開催される、全員協議会においてご報告を申し上げますが、虹の家のあり方として、4つの施設について検討いただいております。

財政シミュレーションにつきましては、詳細には行っておりませんが、黒字化するには、現状の施設では厳しい状況となっております。

答申を踏まえた広域連合における協議の中では、より精査を行い現状を整理する中で、方針を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） よろしいですか。

他に質疑はありますか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 後で全協の説明があるようですけども、今までも何回も指摘してきましたけども、現在、虹の家の入所、短期入所の定員50床、通所定員が24名の運営というの

は、採算面でも利用者意向からも限界と見ているのか。また、現在の施設規模での巻き返しは無理と見ているのか、この2点についてどのような見通しなのか説明ください。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

虹の家の入所定員50名、通所定員24名の規模において、経営の巻き返しは無理ではないかとお尋ねでございます。介護保険制度がスタートいたしました平成12年当時、圏域内に介護老人保健施設はございませんでしたが、利用を希望する声がありましたことから、広域連合では虹の家を介護老人保健施設として県より指定を受け、老健で行う介護サービスを提供して、現在に至っております。

この間、圏域内の介護老人保健施設の整備が進み、現在では虹の家を含め、圏域内の老健の整備が進み、利用定員は295名となっておりますが、圏域内の老健利用者が240名程度となっておりますことから、虹の家は、介護老人保健施設として一定の役割を果たしてきたのではないかと考えているところでございます。

このようなことから、経営改善による存続も含め、圏域内で必要とされる他の介護サービス事業所への転換につきましても、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第7号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第5号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第8号議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第8号、専第8号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」について、地方自治法第179条第1項に基づき、令和5年3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるところでございます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ70万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億628万4千円とするものでございます。今回の補正は、介護保険料の収納見込みによるもの、また、介護給付費確定に伴う補正が主な内容となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1第1号被保険者保険料851万4千円の増は、保険料の収納見込みによる増でございます。

款4国庫支出金、款5支払基金交付金、また、10ページ、11ページの款6県支出金につきましては、介護給付額及び地域支援事業費の確定等に伴う計数整理でございます。

款8項1目1低所得者保険料軽減繰入金は、過年度分の負担金精算に伴う増でございます。12ページ、13ページをご覧ください。

款10項4目1第三者納付金は、交通事故等の第三者行為が原因で介護が必要な状態となった被保険者が、介護サービスを利用した際に、保険給付で一時立て替えた費用について加害者に請求し納入されたものであり、174万5千円の増額を行うものでございます。

次に14ページ、15ページの歳出をご覧ください。

款1総務費では、項3介護認定審査会費251万2千円の減は、審査会の開催実績等による減額でございます。項6保健福祉事業費236万5千円の減は、介護保険利用者を対象とした負担軽減額の確定等によるものでございます。款2保険給付費

1億6,303万4千円の減は、保険給付費確定に伴う減額でございます。

介護給付費減の主な内容につきましては、16ページ、17ページ、項1目1居宅介護サービス給付費が6,468万7千円の減、また、18ページ、19ページでは、目5施設介護サービス給付費が4,215万6千円の減となっております。

その他の給付費につきましても、それぞれ給付実績確定による補正でございます。

減額となった主な理由でございますが、通所介護や短期入所サービス等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を一時休止せざるをえない状況があったことなども影響し給付が伸びなかったものと推計しております。

30ページ、31ページをご覧ください。款3項1目1給付準備基金積立金

7,012万2千円の増は、介護給付費の確定に伴い、余剰となった介護保険料について、基金に積み立てるものでございます。款4地域支援事業費1,393万6千円の減は、それぞれ事業実績の確定によるものでございます。

36ページ、37ページをご覧ください。款6予備費1億1,166万8千円の増は、介護給付費確定に伴い、過大交付となった国・県の負担金等に関わる増額補正であり、令和5年度において、それぞれ償還をするものでございます。

38、39ページは給与費明細書でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 1点、31ページで、介護給付費等確定に伴う介護保険料の積み立てということで7,012万2千円の説明がありましたけども、これ、第7期の同時期、3年目のですね、基金の状況と比べた場合、どんな見方をしてるのか。この金額についての見方について説明ください。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまお尋ねの基金の状況でございます。

お答えいたします、本年度末の基金残高でございますが、8億2千万円程度を見込んでいます。これにつきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業休止をした又は利用控えがあったというようなことから、余剰が発生して基金の方に積み増しを行ったものでございます。

なお、この事業基金につきましては、第9期以降の介護保険料給付費の動向を見る中で、有効に活用していくようなことを今考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第8号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第9号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、報告第9号、専第9号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第6号）」について、地方自治法第179条第1項により、令和5年3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ、136万1千円を追加し、総額を2億89万6千円とするものでございます。今回の補正は、事業費の確定、実績見込み等による計数整理が主な内容となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目2鹿島荘事業負担金83万8千円の増は、3月に措置者の死亡退所があったため、老人保護措置費を18万2千円減額し、短期入所者は1月以降平均3.6人の利用と利用者が増加したため、102万円を増額するものでございます。

款2項1目1ひだまりの家収入は、介護度の変更等により54万5千円を増額し、目2ひだまりの家施設利用収入は実績により12万6千円を減額するものでございます。款6項1寄付金の増は実績に伴うものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款1項1目1管理費、節1報酬では、不足する会計年度任用職員の看護師1名と支援員2名を募集しておりましたが、応募がなく雇用できなかったため、59万5千円を減額するものでございます。節2給料では、所長の療養による休暇取得のため、42万8千円の減、節3職員手当等145万5千円の減は、不足する支援員補充のため、派遣職員1名を1月から増員したことによる減、節4共済費78万3千円の減は、会計年度任用職員の未雇用による共済費の減が主なものでございます。節12委託料93万6千円の減は、派遣職員の派遣日数の減少による減、節12積立金の増は鹿島荘事業基金利子と鹿島荘寄付金を積み立てるものでございます。目2生活費、節10需用費253万1千円の減は、光熱水費、燃料費の減は、2月以降の電気料金の単価が安くなっ

たことによるほか、灯油使用料の節減等による減額であり、消耗品費は実績による減、食糧費は、コロナの影響により行事ができなかったことによる減、賄材料費は、入所者の減に伴う食材料費の減が主なものでございます。

款1項2目1ひだまりの家管理費では、節1報酬では、鹿島荘と同様に会計年度任用職員の介護員が雇用できなかった期間の報酬36万4千円を減額し、節3職員手当等の減は、実績による減、節10需用費は鹿島荘と同様に、電気料金等の減額実績による減額、節12委託料80万円の減は、派遣職員が2月で退職したため、派遣会社に介護員の登録がなかったため、欠員となったことによる減が主な内容でございます。積立金は決算見込みにより60万円を増額するものでございます。

款3予備費は、歳入歳出の調整でございます。

12ページから14ページは、給与費の明細書でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件についてご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 9ページのところで、生活短期宿泊事業負担金増加という説明がありましたけれども、この増加の要因ってのはどのように見ているのか、説明いただけますか。

○議長（二條孝夫君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（上野法之君） 生活短期宿泊事業負担金増加についてでございますけれども、これは市町村から短期的に鹿島荘を利用したいという申し出があった方を受け入れているわけですが、この方につきましては、措置定員が現在41名と、定員50名を割れておりまして余裕があるので、そういった部分は短期等の利用があればということで市町村にお話をして、市町村から要望のあったものを受けているものが、平均月3.6名と若干増えたというのが要因でございます。

あと、これは通常との比較というのは難しいんですけども、養護老人ホームの使命として老人の最後の砦と言われるように、高齢者の虐待ケースなどの緊急的な利用というものも含まれております。そういったことで増加になっている部分でございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第9号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第6号）」は、報告どおり承認されました。

次に報告第10号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました。報告第10号、専第10号「訴訟に関わる和解」につきまして、地方自治法第179条第1項に基づき、令和5年5月16日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

訴えの提起につきましては、本年2月定例会におきまして議案上程し、議決を受けた後、令和5年2月22日に訴訟を提起いたしました。事件名は、大町簡易裁判所令和5年（ハ）第2号不当利得返還請求事件、和解の相手方の住所氏名は、議案記載のとおりでございます。事件の概要につきましては、3番の概要をご覧ください。令和3年度に月給の会計年度任用職員として勤務していた相手方に支払った、令和4年3月分の給与が欠勤のため過払いとなったもので、返還を求めていましたが、一部が返還されたものの残金については返還に応じなかったため、民法第703条、不当利得の返還義務の規定に基づき、

14万4,948円の返還請求と訴訟費用の負担を求め、訴えを起こしたものでございます。

今回の和解内容は、裁判所からの和解勧告に基づきまして、一つとして、相手方は申立人に対し、本件債務として金14万4,948円の支払い義務を認める。

2つとして、相手方は申立人に対し、令和5年5月末日までに2万4,948円、令和5年6月から11月まで毎月2万円ずつを分割して支払うこと。

3として、相手方は分割金の支払いを2回以上怠り、その金額が4万円に達したときは、その残金と年3%の割合による遅延損害金を支払うこと。

4つとして申立人は、その他の請求を放棄すること。

5つとして、申立人と相手方は双方に和解条項に定めるもののほか、債権債務がないことを確認すること。

6つとして訴訟費用は各自の負担とすること。以上6点を双方が確認して和解したものでございます。

和解理由でございますが、今月16日に行われました第2回口頭弁論におきまして、相手方は債務としての支払い義務を認めた上で、分割での返済申し出があったことから、裁判官より、この申し出に基づいた和解勧告案が提示されました。

債権回収の担保となる行政執行権は和解であっても付与されること。また、相手方は本年4月に就職したばかりで、未返還額を一括して返還することは困難であること、和解に応じず、相手方が不服を申し立てれば、判決までに長期間化することなどから、和解に応じることとしたものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第10号「訴訟に関わる和解について」は、報告どおり承認されました。

次に、議案第12号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本案は、中牧盛登議員の一身上に関する案件でありますので、中牧盛登議員の退席を求めることといたします。

〔6番 中牧盛登君退席〕

それでは、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） ただいま議題となりました、議案第12号「監査委員の選任」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

選任いたしたい方の氏名は、中牧盛登氏でございます。住所並びに生年月日につきましては、記載のとおりでございます。略歴につきましては、お手元に資料をお配りいたしましたので、ご覧いただきたいと存じます。

中牧盛登氏は長年の議員経験を有し、大町市議会議長、副議長及び監査委員を歴任されました。この間、全国市議会議長会の産業経済委員会委員に就任されるとともに、当広域連合議会議長や監査委員もお務めいただきました。

地方自治や地方行政に明るく、人格高潔にして、高い見識を兼ね備えた適任者でございます。よってここにご提案いたしますので、よろしくご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

中牧盛登議員の北アルプス広域連合監査委員の選任について、本案に同意する方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、中牧盛登議員の北アルプス広域連合監査委員の選任については同意することに決定をいたしました。

ここで、中牧盛登議員の退席を解きます。

〔6番 中牧盛登君着席〕

ここで、中牧盛登議員に申し上げます。

ただいま、北アルプス広域連合監査委員の選任については同意することに決定をいたしました。

次に、議案第13号「工事請負契約の締結について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第13号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例及び大町市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5千万円以上の工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付さなければならないこととされておりますことから、ご提案申し上げます。

お配りしてございます議案説明資料を併せてご覧ください。本契約につきましては、大町市社3834番地2他で施工いたします。令和5年度大町市環境プラント焼却棟解体撤去工事の発注にあたり、事後審査型一般競争入札を5月11日に行いましたところ、2者の応札があり、入札の結果、消費税及び地方消費税を含め、4億9,280万円で、守谷・相模特定建設工事共同企業体が落札し、5月18日付けで仮契約を締結したものであります。

なお、工期は、本広域連合議会議決の日から令和6年3月29日までとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員

○7番（大和幸久君） 説明でちょっと抜けてるところを伺いたいと思いますが、まず1点目は応札の要件について説明ください。

それから2番目は落札率について、3番目はこれ、設計業者はどちらでどのように決定されたのか説明ください。

○議長（二條孝夫君） 施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（伊藤達男君） お答えします。

応札の要件につきましては、2者による特定建設工事共同企業体であることといたしました。また、代表者は長野県の令和4、5、6年度建設工事等入札参加資格者名簿に登載され、長野県の令和4、5、6年度建設工事におけます資格総合点数別発注標準表の解体工事におけます、格付A区分の者で、長野県内に建設業法に基づく、本社、本店、支店又は営業所を有するものであり、かつ、廃棄物処分場の解体経験のある者とし、代表者でない構成員につきましては、解体工事における格付A区分又はB区分の者であり、大北地区に建設業法に基づく本社、本店を置く者といたしました。

落札率につきましては、93.22%でございました。また、仕様書、設計書につきましては、昨年度発注の大町市環境プラント焼却棟解体撤去工事等調査業務で、本社が松本市でございます株式会社環境技術センターで作成したものでございます。

なお、この業務につきましては、環境技術センターと広域連合のほかに、中立的な立場から、一般財団法人日本環境衛生センターからも助言をいただきながら、作成したものでございます。なお、環境技術センターの指名につきましては、指名入札とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者）

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「工事請負契約の締結について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

消防長。

[消防長(細川彰夫君)登壇]

○消防長(細川彰夫君) ただいま議題となりました議案第14号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例及び大町市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5千万円以上の工事請負契約の締結につきましては、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものであります。

お配りしてあります議案説明資料を併せてご覧ください。本工事は、消防庁からの感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備についての通知を受けまして、全消防署の仮眠室個室化、トイレ、シャワー室及び救急資機材庫等の整備を行うものであります。

契約方法につきましては、事後審査型一般競争入札として4月28日に入札を行いました。その結果、1億4,960万円で株式会社傳刀組と、5月10日付で仮契約に至っております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二條孝夫君) 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番(大和幸久君) 13号と同じですけども、契約について応札の業者、応札の要件、落札率、設計業者について4点説明ください。

それから大きい2番目はですね、今回3ヶ所の工事を1つにまとめた内容ですけども、こうすることによるスケールメリットってのはあるのかなのか、説明いただきたいと思っております。

○議長(二條孝夫君) 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（小林鉄朗君） ただいまの質問にお答えいたします。まず、入札公告におきまして、発注標準の他に本店が北アルプス広域管内という地域要件があったことから、2者が入札参加しております。

続きまして、落札率につきましては95.2%でございます。それからですね、設計業者につきましては、池田町の小林建築設計事務所でございます。

最後の質問になりますが、1つの契約にまとめたことによるスケールメリットについて、お尋ねにお答えいたします。3署一括発注したことにより、600万円程度の共通費の低廉化となっております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） よろしいですか。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号を、原案のとおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「財産の取得について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（細川彰夫君）登壇〕

○消防長（細川彰夫君） ただいま議題となりました議案第15号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに北アルプス広域連合事務所の所在する市町村の例によるものとする条例及び大町市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2千万円以上の財産取得の場合、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものであります。

お配りしてあります議案説明資料を併せてご覧ください。現在、大町消防署に配備の車両は、平成14年度に導入したものであり、20年が経過して、車両本体はもとより、装備の修理や部品調達に苦慮してまいりましたことから、今回更新するものであります。

取得物件は、水槽付消防ポンプ自動車1台であります。この車両は消防専用シャシ、寒冷地仕様をベースとした水Ⅱ型、キャビン後方に水槽を装備しポンプ性能はA-2級のものを搭載してございます。

現在の車両の2倍となる3千リットルの水槽を装備し、火災の初期及び水利に不安な地域での消火活動に威力を発揮する車両であります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。契約方法は指名競争入札として23者を指名し、4月26日に入札を行ったところ、2番、10番、16番及び19番の4者が応札いたしました。その結果、8,305万円で有限会社デングと、4月28日付で仮契約に至っております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

矢口稔議員。

○10番（矢口稔君） 10番の矢口稔です。3点お尋ねをいたします。

今回、A-2級というすばらしい性能を持ったポンプ車が導入されることは非常に喜ばしいことなんですけども、契約の関係についてお尋ねをいたします。他の議案にもありましておとり仮契約書があるわけなんですけども、この契約だけですね、収入印紙の貼付がございません。

収入印紙の貼付の状況について、印紙税法にもありますとおり、それ相応の収入印紙の貼付が必要かと思いますが、その点についてまず1点目お尋ねいたします。

2点目、指名業者についてですけども、数多くの地元業者に指名をしていただいて感謝するところでありますけども、この中には、もう代表者様が既に過去数年にわたって亡くなられている名前が載っておりますので、そういった確認はどのようにされているのかお尋ねをさせていただきます。

もう1つ、3点目なんですけども、14年から使ってきたポンプ車なんですけども、処分の方法はどのようにされているのか、その点について、以上3点についてお尋ねをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（小林鉄朗君） ただいまの質問に御お答えします。

まず第1に、収入印紙の関係ですが、こちらでは把握しておりませんので後程確認したいというふうに考えております。

○議長（二條孝夫君） 消防本部庶務係長。

○消防本部庶務係長（宮坂明史君） 2点目の指名業者の名簿についてお答えをいたします。

この指名業者につきましては、関係市町村から消防車両の条件で指名願が出てるものについて関係市町村からリストを提出いただいております。そのリストに基づいて作成をしておりますので、こちらの方で個別に代表者の氏名について確認は行っておりません。関係市町村の名簿をそのまま使用をしております。

最後に、現状の水槽付消防自動車の処分につきましては、こちらにつきましては、北アルプス広域連合の車両の処分の規定に基づきまして対応をいたします。特に申し出等ない場合は、公共オークションの方で売却をする予定でおります。

以上です。

○議長（二條孝夫君） よろしいですか。

矢口稔議員。

○10番（矢口稔君） はい、指名業者、また処分の方法については理解をさせていただきました。

一番最初の契約書の関係なんですけども、ここにも書いてあるとおり、ここで議決をしてしまうとですね、これが本契約ということになります。従いまして、やはりこういったところはしっかりと収入印紙の関係、他の2議案はしっかりと貼付がされているものですから、その点の整合性等も含めて、明確にした方がよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 消防本部庶務係長。

○消防本部庶務係長（宮坂明史君） ただいまの件についてお答えいたします。

こちらの方のコピーにつきましては、確認不足ということで大変申し訳ございませんでした。実際でございます、契約書の確認をいたしましてきちっとした対応をしたいと思っております。以上です。

○議長（二條孝夫君） よろしいですか。

他にありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 2点ほど質問します。1点目はこれ、落札率ほどのぐらいになっているのか説明ください。2点目は、入札参加者から質問があり、広域連合では回答書を出しています。この内容について、課題と思われる点がありましたら説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（小林鉄朗君） ただいまの質問にお答えします。

まず、落札率ですが99.3%でございます。続いて、入札に際して指名業者からの質問ということで、5件の質問があり、内訳は、車両の使用に関するものが2件、提出書類に関するものが1件、納期に関するものが1件でございます。

車両使用に関するものは、メーカーを指定するものではない旨の回答をしております。特にメーカーの車両供給状況等から、納期の延長に関する質問につきましては、現在、消防車のベースとなる大型車両の供給に大きな遅れが生じており、そのことは、国からも通知されているところでございます。

発注者として4月中の入札を行い、車両機装の期間を十分にとれる配慮していることもあり、基本的には会計年度独立の原則から、入札通知書のとおり年度内の納期としております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） この回答の関係ですけども、仕様書の関係ですけれども、中に特定業者のものを事実上指定してるというような、E Sスタートっていう表現ですか、そういった指摘があります。やはり仕様書の作成については、特定業者の指定にならないような配慮は、事前に行行政はちゃんとすべきだと思いますが、その点課題というふうに考えてるのかどうか。

それから納期についてもですね、やむを得ない場合には、延期も認めるというような内容がありますけれども、この点については業者にはどのような回答されてるのか、今年度事業の中でそういった可能性があるのかどうか、その点についても説明ください。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（小林鉄朗君） ただいまの質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、仕様書の中にあるメーカーの、そのようなE Sスタートというものを、文言を使ってしまいました。今後は精査いたしましてそのようなことがないように対応してまいりたいと思います。

納期につきましては、業者側の特別な理由があれば、延長することも考えられますが、先ほども答弁申し上げましたとおり、年度内に納入できるように、対応していただくように、お願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 要綱ですね、要綱の点等につきまして、今の特定業者の指定になってしまったという点がありましたけども、特にこれは公平な競争入札を妨げる行為っていうことで非常に大きな問題になる可能性があります。

過去の事例では、防災行政無線の導入において、特定の業者のテレビスクリーンを指定して、結果的にはその業者が採用されるというような経過があったりしてですね、やはりそういった点はきちんと反省をしていかないと、これ大きな問題になる可能性がある。こういう点ではもう重々、検討いただいて、今後こういうことがないように、お願いをしたいわけですが、その点について改めて見解を聞かしてください。

○議長（二條孝夫君） 消防本部庶務係長。

○消防本部庶務係長（宮坂明史君） ただいまのご指摘に対してお答えいたします。

今回の仕様書につきましては、担当署において精査をして作成をしております。また、契約担当している部署におきましても確認したところでありますが、結果的に漏れが生じたということで、その辺については大変申し訳なく思っております。質問の回答の中で、その部分については了解をしたということで回答しております。結果的には、このベースとなる車両の製造メーカーすべてが応札可能な状態での入札を実施いたしました。

今後は、このようなことがないように、今一度引き締めて事務にあたりたいと思っております。以上です。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号を、原案のどおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のどおり可決されました。

次に、議案第16号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第16号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出のみの補正となっております。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。款1項1目1介護老人保健施設事業費につきましては、本年4月の人事異動に伴い、節1報酬から節8旅費までの会計年度任用職員に係る人件費を、節12委託料のうち、施設運営費委託料から組み替えるものでございます。

8ページ、9ページにつきましては、給与費明細書でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 7ページのところで、報酬で会計年度任用職員1名分の報酬が計上されています。今まで会計年度任用職員というのは、大町病院が採用して配属したというふうに理解してるんですけども、今回、広域連合採用となったのはどういう理由によるのか説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

この経過を申し上げますと、本年1月にですね、前事務長が退職をされましてから、3月までは広域の介護福祉課長が事務取扱ということで兼任をしておりましたけれども、4月以降の事務長の後任人事に当たりまして、いろんな経過がありまして、最終的には内部の職員を昇格させるという対応になったわけですけれども、その際にですね、職員の後、後任を担う職員について、当初は病院採用の会計年度任用職員を充てるということで進めておりましたが、一つはその応募がないという状況があったことが一つ。

それから、応募があったとしても、その初めての方を虹の家の介護報酬ですとか、契約事務に充てるということについては、事務的に負担となるといいますかそういうことが想定されたものですから、広域連合の中で直雇用している職員を虹の家に配置をしたということで、その内容については今後そういうふうにするということじゃなくて、緊急避難的な対応としてそのような措置を取ったということでございます。ですので会計年度任用職員については病院が採用するということについては変えたということではなくて、今回はイレギュラー的な措置だったということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 経過はどうであれ、形として今までと同じように病院が採用して配属すると。広域連合は委託料を支払うという形になって、別に経過がどうであっても可能だと思いますし、今までと違う会計処理をする意味がよく理解できない、緊急避難と言われてもどうい理由の緊急避難なのか、それをやることでどんなメリットがあるのかどうか、そういった説明がなければ説明にならないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） お答えをいたします。

今回ですね、要するに病院採用ということで病院の方に依頼をしてたわけなんですけど、3月の月上旬時点ですね、4月の採用の見通しが難しいというようなことが危惧されたことから、このままですと、虹の家の令和5年度の会計年度任用職員については、欠員で始まってしまうということが予想されましたので、虹の家、非常に大事な時期ですので、そういった事務的なサポートする人選を広域の方でして、対応するということを病院の方と相談しながら決めたということでございます。ですので、そういう対応することによって虹の家の事務が潤滑に回るような形で対応させてもらったということでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 今後、こういうことがあり得るのかどうか、極めてイレギュラーな人事採用の例だと思いますので、その点どうなんでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 事務局長。

○事務局長（戸谷靖） 基本的には、これまでの体制を変えるということは考えておりませんし、あくまでも、今回広域で対応したわけですけども、それが不要になれば広域の方に戻して、新しい方を病院採用で配置してもらおうということも考えておりますので、方針としては病院の方で採用して配置してもらおうということについては、当初と考えは変わっておりません。以上です。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで、2時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

日程第9 一般質問

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9「一般質問」を行います。質問通告者は3名であります。よって3名の質問を行いたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

では、これより質問に入ります。質問順位第1位、18番、柴田友造議員の質問を許します。

柴田友造議員。

[18番(柴田友造君)登壇]

○18番(柴田友造君) 18番議員、柴田友造が一般質問をさせていただきます。質問は大きく分けて2つの項目であります。

それでは1つ目であります。救急出動の現状と課題についてであります。まず、先月、私の住んでいる小谷村中土の国道から小谷温泉に入った中谷地籍で、林野火災が、実は、発生いたしました。駆けつけたときには、廃屋の壁に火が回っていましたが、私も含め数人がたまたま近くにおいて、消火に当たったことで大事に至らずに済むことができました。

もし発見が遅れたら、大規模な山林火災になっていたというふうに思われます。北部消防署から20キロ近く離れている、実は、場所でありました。もし村内に、常備消防の出張所、署じゃなくてもっとこじんまりした、そういうものがあれば、すごく心強く感じるかなというふうに思っておりました。

さて、救急現場でも、1分1秒を争う場合もあります。特に、小谷村の場合、救急車の到着までかなりの時間を要しますし、村内や隣接する白馬村には、入院できる病院がないことから、病院収容までにもかなり時間がかかり、救える命も救えないのではないかと感じてしまいます。

そこで、出場から病院までの移動が1時間以上の緊急搬送の実績と、課題についてお伺いいたします。

○議長(二條孝夫君) 質問が終わりました。

柴田友造議員の持ち時間は、残り37分です。

柴田友造議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

[消防長(細川彰夫君)登壇]

○消防長(細川彰夫君) 救急出動の現状と課題について、救急出動から病院到着まで1時間以上の緊急搬送実績と課題は何かとのお尋ねにお答えいたします。

初めに、救急出動の搬送時間の定義につきましては、総務省消防庁の救急事故等報告要領に、救急出動の覚知時刻から、病院到着後の医療関係者への引き継ぎ時刻までとされております。引き継ぎ時刻までに1時間以上を要した傷病者数の令和4年の状況は、3,279人中772人で全体の約24%を占めております。

次に、緊急搬送における課題としましては、当圏域は南北に長く、主要な医療機関である市立大町総合病院や北アルプス医療センターあづみ病院が、管内の比較的南部に位置しており、北部地区からの搬送には相当の時間を要することが挙げられます。また、傷病者の中には、専門的な高度医療を必要とする場合があり、そのようなケースでは、隣接する松本、或いは、長野医療圏の救命救急センター等への搬送が必要となり、さらに時間を要しますことから、重症度の高い傷病者にはドクターヘリやドクターカーの出動を迅速に要請し、医師等との連携を図り、搬送時間の短縮に努めているところでございます。

○議長(二條孝夫君) 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番(柴田友造君) 次の質問に移りたいと思います。

小谷村のように、救急隊が現場へ到着するまで、先ほど言うようにかなりの時間が要します。どうしてもドクターヘリというものは、非常に有効だというふうに思います。

それで、ドクターヘリを要請するにあたって、どのような基準が設けられているのかお伺いいたします。

○議長（二條孝夫君） 消防長。

〔消防長（細川彰夫君）登壇〕

○消防長（細川彰夫君） ドクターヘリの出動基準についてお尋ねにお答えいたします。

長野県内において活動しております信州ドクターヘリは、平成17年に佐久の機体が、又23年には松本の機体が運行を開始し、現在2機体制で運用されております。このうち、松本機が中南信を、佐久機が東北信を管轄しておりますが、どちらか一方が対応できない場合には、もう一方が対応する総合補完方式がとられております。

また、出動要請の基準につきましては、信州ドクターヘリ運航調整委員会が定める運用要領に規定されており、119番通報の内容から判断するキーワード方式と、救急隊員が現場で判断する場合の2つの要請基準があります。まず、通報内容から判断する場合は、例えば車両が横転した、車に跳ね飛ばされた、胸が突然ひどく痛いなど、20数項目のキーワードのうちいずれかを聞き取った通信指令員が判断し、出動を要請することとされています。

また、救急隊が判断する場合は、観察結果から脳疾患や心臓疾患を疑う場合、また損傷の激しいけがなど、重症と判断された場合に要請することとされ、通報の段階で要請基準から外れた場合におきましても、救急隊の判断により要請が可能なことから、重症者を取りこぼすことのないよう工夫がなされております。

今後も、この要請基準に則して、迅速、的確にドクターヘリの要請に対処してまいります。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） 再質問はありません。

次の質問に移りたいと思います。先ほどのヘリの基準につきましては、大変わかりました。

それでは、次の質問でありますけど、ドクターヘリの搬送の効果と、その実績についてお伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 消防長。

〔消防長（細川彰夫君）登壇〕

○消防長（細川彰夫君） ドクターヘリの搬送の効果と実績についてお尋ねにお答えいたします。

はじめに、ドクターヘリの効果につきましては、先ほど答弁申し上げましたが、重症度が高い傷病者に対し、早期にヘリを要請することにより、救命救急センター等、高度で専門的な医療機関への搬送時間を含め、治療開始までの時間を大幅に短縮でき、救命率の向上と後遺症の軽減が図られることとなります。

北部消防署前のヘリポートを例に挙げますと、松本機は、松本での離陸から約15分で到着し、佐久機についても25分ほどで到着することにより、早期に治療が可能となります。仮に北部消防署前ヘリポートから松本医療圏へ救急車で搬送した場合、最短でも1時間10分程度を要しますが、ヘリで搬送した場合には、15分ほどで到着し大幅な時間短縮が図られます。

次に、昨年度の当消防本部への出動実績につきましては、信州ドクターヘリ2機の全出動件数は750件で、そのうち当圏域への出動件数は96件でした。これは全出動件数の13パーセントを占めており、県内全消防本部の中でも上位から3番目に多い出動件数となっております。当圏域には救命救急センター等の高度で専門的な医療機関が存在しないことが大きな理由と考えますが、今後もドクターヘリ等を活用し、地域住民の安全安心を図るため、より効果的な運用に努めてまいります。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） 次の質問に移りたいと思います。

4番目でありますけれど、ドクターヘリの飛行距離は半径50キロというのが限度であるというふうに聞いたことが、実は、ありまして、小谷村の場合、救急隊との引き継ぎは、北部消防署近くの松川にあるヘリポートで行われてるというふうに聞いていましたけれど、ドクターヘリのヘリポートの基準、その点についてお伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（細川彰夫君）登壇〕

○消防長（細川彰夫君） ドクターヘリのヘリポートの基準についてお尋ねにお答えいたします。

一般にヘリコプターは飛行場以外の場所において、離着陸してはならないと規定されておりますが、一定の要件を満たした場所につきましては、国土交通大臣の許可を得ることにより、離着陸することができると定められており、これが場外離着陸場と呼ばれているものであります。

当圏域にある場外離着陸場の主なものは、各市町村の地域防災計画で定めている施設や、防災ヘリポートのほか、平坦で一定の広さがあり周辺に障害物がない学校のグラウンドやスキー場の駐車場、除雪基地などがあります。ドクターヘリの場外離着陸場は、大町市22ヶ所、池田町7ヶ所、松川村4ヶ所、白馬村14ヶ所、小谷村13ヶ所の計60ヶ所が登録され運用しております。

なお、お尋ねにありましたドクターヘリの飛行距離が半径50kmが限度という実際の規定はなく、2機のドクターヘリが県内全域へ出動しカバーしております。当管内では、利便性から北部消防署前ヘリポートが多く使用されておりますが、小谷村に関しましては、登録している多くの場外離着陸場に使用実績があり、事案に即してより最適な離着陸場を選定し運用している状況でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） それでは5番目の質問に移りたいと思います。

ドクターヘリが運航できない夜間などありますけれど、そうした場合の救急対応についてお伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

〔消防本部総務課長（小林鉄朗君）登壇〕

○消防本部総務課長（小林鉄朗君） ドクターヘリが出動できない場合の対応についてお尋ねにお答えいたします。ドクターヘリはいつでも出動が可能なわけではなく、降雨や降雪、強風等の悪天候など、安全に運行できないと判断された場合は、運行を中止します。

また、運行する時間は原則として午前8時30分から午後5時までとされております。ドクターヘリが運航できない場合の対応としましては、ヘリコプター以外に、早期に傷病者を医療の管理下に置く手段としてドクターカーがあります。

当圏域へ出動可能なドクターカーは、松本市の相澤病院救命救急センターが運用しており、医師や看護師、救急救命士等が乗車し、救急隊と連携して活動するもので、活動の手法は概ねドクターヘリと同様であります。

また、要請基準もドクターヘリと同様に運用されており、119番を受信した通信指令員から要請する場合と、現場へ出動した救急隊が要請する場合があります。救急隊からドク

一カーへ傷病者を引き継ぐ場所につきましては、一般の駐車場や車両が止められる空地とし、これらの場所をあらかじめ設定しておくことにより、確実な連携体制が確保されております。

このように、ドクターヘリが運航できない悪天候や夜間におきましても、ドクターカーと連携しつつ、的確に対応してまいりたいと考えております。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） 是非ドクターカーを有効にするなど、万全な体制に取り組んでいただきたいと思っております。

次の大きな項目に移りたいと思っております。大きな項目の最後でありますけれども、救急救命士の育成と環境整備についてであります。救急現場では2階から患者を下ろすなど、腰などへの負担は少なからずあると思っております。アシストスーツの導入などにより、救急隊の腰への負担軽減についてお伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

消防本部総務課長。

〔消防本部総務課長（小林鉄朗君）登壇〕

○消防本部総務課長（小林鉄朗君） アシストスーツの導入などによる、救急隊員の腰への負担軽減についてお尋ねにお答えいたします。

はじめに、ご質問のアシストスーツにつきましては、改良された新製品を使用して、来月1日からの運用を予定しておりますが、主に腰痛への対策や女性隊員の活動支援の目的から導入を決定したものでございます。重量物の上げ下ろしや保持した状態での作業において、最大で40%程度腰部への負荷軽減に効果があるとされておりますが、実際に多くの隊員による装着体験において効果を確認するとともに、消防現場での使用実績につきましても確認いたしましたところであります。

今後、引き続き当圏域の様々な特性を考慮しつつ、より効果的な活用方法について検討、検証してまいりたいと考えております。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） それでは、再質問をお願いしたいと思います。

同じように、介護現場においても、職員の腰への負担がかなりあると思っております。同様に、介護現場における負担軽減についてお伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 介護現場における職員の腰への負担軽減についてのお尋ねにお答えいたします。介護現場に勤務する職員は、利用者の介護度が重くなるにつれ、身体介護や入浴介助などにおきまして、腰への負担が重くなることは十分承知しております。

圏域内の事業所における職員の腰への負担軽減対策につきましては、主にコルセットをみずから購入し、身につけることで腰への負担軽減を図るなどにより対応しているところでございます。

議員ご提案のアシストスーツにつきましては、介護現場の職員の腰への負担を軽減する効果があることは理解しておりますが、購入価格が高額であることから、個人での購入や事業所で購入し、配備することはなかなか難しいものと考えております。

当圏域では、高齢化が進み、介護サービスを希望する方が増加しておりますが、介護サービスを提供する人材が不足しており、各事業所において介護サービスを提供する方々に対し、必要に応じてコルセットの着用を普及させるなどの対応により、職員の適切な健康管理が図られるよう要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） はい、ありがとうございます。

それでは、次の質問の方に移りたいと思います。実は、私も消防団にいたときには、結構現場が凄惨で、悲惨な現場っていうのも何度か遭遇しております。

救急現場でも同じでありますので、このような場合で活動を行うにあたりストレスというのは当然生じてくると思われれます。このストレスを放置しますと、急性なストレス反応から、心的外傷後ストレス障害、PTSDって言われる障害があるというふうにネットで見たことがありますけれど、また、うつ状態を招き、ひいては組織の疲弊に繋がるというふうに思います。

救急隊員のストレスへの対応についてお伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

消防長。

[消防長（細川彰夫君）登壇]

○消防長（細川彰夫君） ストレスチェックとその対応に関するお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、消防の現場では、凄惨な場面に遭遇することも少なくなく、そのような心理的負荷を惨事ストレスと定義されております。こうしたストレスに対しては、管理監督者研修や職員個人に対する研修において、予備知識を得ることで現場活動時のストレス軽減や事後のフラッシュバック等への対応を図っております。

ストレスチェックにつきましては、全職員に対して年1回実施しており、これまでのところ医師の診察や専門家のカウンセリングが必要な重大な事例の報告はございません。

ストレスなどに対するメンタルヘルス対策は、ハラスメント防止や事故防止など、職場の安全衛生管理に共通する重要な対策でありますので、今後も各種の研修などを通じて、必要な対策を講じてまいります。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） 3番目に移りたいと思います。

救急隊員の中には、救急救命士の資格を持っておる隊員がいると思います。救急救命士の年齢別資格取得者の数と、今後の取得計画についてと、課題について併せてお伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

消防長。

[消防長（細川彰夫君）登壇]

○消防長（細川彰夫君） 当本部の救急救命士の年齢別資格取得者数及び今後の取得計画と課題についてのお尋ねに順次お答えいたします。

当本部の救急救命士の資格取得者数は、本年4月1日時点で25名であり、資格者の年齢別構成は、50代が9名、40代が4名、30代が4名、20代が8名となっております。

消防職員が在職中に救急救命士の資格を取得するためには、県消防学校での救急標準課程を修了して、救急隊員の資格を取得することが前提となります。

その後、救急隊員として5年以上又は2,000時間の救急業務に従事することを条件として、厚生労働省令で定める学校または救急救命士養成所でおよそ7ヶ月の研修の後、国家試験を受験し合格することが必要です。このため、救急救命士を養成するには相当の期間を要するのが実情です。

今後の課題につきましては、広域消防発足当初に採用された職員の定年退職に伴い、資格者の減少が見込まれますことや、女性救急救命士の出産や育児休業等を見込みますと、救急救命士が不足することが懸念されます。今後も救急業務を安定的に遂行するためには、資格取得条件をクリアした職員の中から、計画的に養成所へ派遣し、救急救命士の養成に努めてまいります。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） それでは一つ再質問をお願いしたいと思います。

資格の関係の取得で、そういうところの大学だとか、専門学校で資格を取得した学生を採用するのが一番手っ取り早いかなというふうに思っておりますけれど、それについてはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（小林鉄朗君） 当消防本部のような比較的小規模な消防本部では、救急隊の専任化は困難なことから、資格者のみを対象とする採用方法につきましては、今後、総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） はい、再質問はありません。

これで、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（二條孝夫君） 以上で、柴田友造議員の質問は終了をいたしました。

次に、太田議員であります準備をお願いをしたいと思います。

よろしいですか。

次に、質問順位第2位、2番、太田昭司議員の質問を許します。

太田昭司議員。

〔2番（太田昭司君）登壇〕

○2番（太田昭司君） 皆さんこんにちは。2番、大町市議会の太田昭司でございます。

それでは通告に従いまして、（1）介護保険事業について、この1点について質問させていただきます。

はじめに、第8期介護保険事業計画について質問いたします。令和3年の3月に策定されました第8期介護保険事業計画も、令和5年の本年度が計画最終年となります。本計画につきましては、昨年11月定例会の一般質問におきましても、2名の議員より質問がありました。そのなかで、第8期計画の進捗状況等について詳細なご答弁もありました。本日、私も11月定例会での内容と重複する質問させていただきますが、少し観点を変えて質問させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

はじめに、11月の内容の繰り返しにもなりますが、11月以降、状況も変わっている場合もあろうかと思しますので、再度、第8期計画の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

これで、第1回目の質問を終わります。

○議長（二條孝夫君） 質問が終わりました。

太田昭司議員の持ち時間は、残り38分であります。

太田昭司議員の質問に対する答弁を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 第8期介護保険事業計画の進捗状況と課題についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、現在の第8期介護保険事業計画におきましては、地域包括システムの深化、そして推進を基本理念に、介護保険サービスの基盤整備や、地域支援事業による介護予防事業、また、地域の生活支援体制の整備など、様々な事業を展開しております。

昨年度の介護給付費及び、地域支援事業費の執行状況は、計画値よりも実績値が約5.2%下回っており、給付の伸びは縮小いたしました。この見込みと大きく乖離したサービス分野としましては、主に、通所介護や短期入所サービスが挙げられますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えや、事業の休止及び新規の受け入れが困難になったことなどが要因と考えております。

また、地域支援事業につきましても、介護給付費と同様に、見込みを10%ほど下回りました。この要因につきましては、やはりコロナ感染症の影響から通所型サービス等の実施が困難になったケースや、施設利用を控える方が増えたことなどにより、事業費自体が縮小したものと考えております。

第8期計画期間3年のうち、2年が終了したところでありますが、介護給付費等は、コロナ感染症の影響を受けたことに伴い、見込みよりも事業実績が縮小している状況にあり、サービス給付の23%を賄っております保険料収入につきましても、余剰が生じております。

なお、この保険料につきましては、それぞれ基金に積み立てており、現在取り組んでおります第9期以降の給付と負担の検討を進める中で、介護保険料の軽減を図るため、この基金を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

太田昭司議員。

○2番（太田昭司君） はい、第8期介護保険事業計画の進捗と課題についてお聞かせいただきました。特に計画に対する介護給付費の実績等につきましても、わかりやすくご答弁いただきました。ありがとうございます。

5.2パーセント、計画よりも下回っているというお話でございました。さて、人口減少、少子高齢化が進む日本において、高齢者人口がピークを迎える、いわゆる2040年問題をいかにして乗り越えていくのか。これが大きな課題となっております。ところで、この第8期介護保険事業計画が策定された令和3年、国では、11月より、全世代型社会保障構築会議という会議が発足をし、社会保障全般の総合的なあり方について検討がなされてまいりました。

そして全12回にわたる会議を経て、昨年12月に報告書がまとめられました。この報告書の中で、今後、全世代型社会保障を構築していくに当たりまして、特に介護分野における取り組みについて大事な点として、次のような指摘をされております。それぞれの地域ごとに、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる時期が大きく異なることを前提として、2040年ごろまでを視野に入れつつ、足元の短期的課題とともに、当面の2025年や2030年を目指した中長期的な課題についてしっかりと時間軸を持って取り組みを進めていくことが重要である。さらに、社会保障ニーズや活用可能資源の地域的格差を考慮した、地域軸も踏まえた取り組みも必要であるとの指摘がされております。また、同様のことが昨年12月に、社会保障審議会介護保険部がまとめました、介護保険制度の見直しに関する意見の中でも指摘をされております。これは当然と言えば当然のご指摘ではございますが、地域の特色をしっかりと踏まえた上での対策が非常に重要である、そのように私も考えるところでございます。

そこでお聞きをいたします。全国的に問題となっております、この2040年問題であります。ここ北アルプス圏域におきまして、今後、高齢者の人口はどのように推移していくものと見込んでいるのかお聞きいたします。以前にも同様の質問と答弁がありました。本日再度お聞きしたいと思っております。

第8期計画の策定時には、高齢化率が2025年には38.9パーセント、2030年には40.7パーセントと見込んでおりましたが、今後、北アルプス圏域の高齢者、また、後期高齢者の人口自体がどのように推移していくのか、また、人口全体に対する高齢者、後期高齢者の割合がどうなっていくのか、今後の見込みについてお聞きいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 高齢者人口の増加と、高齢化率の上昇について、今後の予測をどう考えるかとの質問にお答えいたします。

今後、全国的に高齢者人口は増加していくことが見込まれておりますが、当広域連合におきましては、65歳の年齢に到達した人が減少していることから、令和4年には、高齢者人口はすでに減少に転じており、今後も、緩やかに減少していくものと推計しております。高齢化率につきましては、昨年10月1日時点で、37.7パーセントとなっており、計画値の37.9パーセントと比較し、ほぼ見込みどおり推移しているところでございます。

高齢者数も、今後、緩やかに減少していくものと推計しておりますが、少子高齢化に伴い、現役世代の人口はそれよりもさらに大きく減少していくと推計されますことから、高齢化率につきましても、引き続き上昇していくものと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 太田昭司議員。

○2番（太田昭司君） 大変よくわかりました、ありがとうございます。

北アルプス圏域におきましては、今後、高齢者人口の推移につきましては、ほぼ、第8期計画どおり、全国平均と比較しまして早めにピークを迎えており、既にこの令和4年でしょうか、ピークを迎えているということがわかりました。また、高齢者自体は減少していくものの、人口全体に対する高齢者の比率が高くなっていく、増えていくということもわかりました。

ところで、これも第8期計画でも指摘されておりましたけれども、高齢者世帯の世帯構造についてでございますが、全国的には高齢者の単独世帯、また高齢者の夫婦のみの世帯が増

加傾向にあります。北アルプス圏域におきましても、このような傾向が続いていくものと見込んでいるのか、お聞きいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 単身世帯、高齢者世帯の状況についてのご質問にお答えいたします。管内の高齢者のみの世帯数は、第8期介護保険事業計画におきまして、計画期間中、徐々に増加していくものと推計しております。

この推計を踏まえ、第9期介護保険事業計画作成委員会におきまして、これまでの推移や、昨年11月に実施いたしました、高齢者実態調査の結果を調査しながら、さらに推計を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 太田昭司議員。

○2番（太田昭司君） はい、ありがとうございます。

高齢者の単身世帯、また、高齢者の夫婦のみの世帯も、今後増えていくということもよくわかりました。このように見ていきますと、当圏域におきましても、高齢者人口自体は徐々に減少していく傾向にはございますが、高齢者のみの世帯の割合が増加傾向にあり、また、後期高齢者も今後増加していくものと見込んでおりますので、今後も介護保険の給付につきましては、極端に減っていくものとは考えにくいといえるのではないのでしょうか。

ところで、65歳未満の現役世代の人口が今後もさらに減少していくということは、当圏域においてどのような影響が出るものとお考えかお聞きいたします。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 現役世代の減少の状況と、その影響をどのように考えるかのご質問にお答えします。全国的に少子高齢化が進むなかで、当圏域の年齢別の人口構成でも45歳以下の人口は他の世代に比べ大きく減少しており、この減少傾向は今後も続いていくものと推計しております。

現役世代の人口の減少は、介護の担い手の不足や独居高齢者の増加、さらには、40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の人口減少に繋がり、介護給付に係る保険料の負担が困難になるなど、様々な影響が想定されております。

今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けていくためには、保健、医療、福祉、さらには、地域の様々な団体や住民の連携により、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムを推進することが、ますます重要になるものと考えております。

先ほど、議員のご指摘にありました、この地域特有の減少に転ずる時期が、他の地域と異なる、いわゆる時間軸や、或いは介護ニーズや地域資源の状況などの際、地域軸、これらをしっかりと意識しながら、確実な対応に心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 太田昭司議員。

○2番（太田昭司君） よくわかりました。45歳以下が大きく減少していく。その影響によりまして介護人材の人々不足も起こってくる、そのような内容もよくわかりました。

さて、2020年から3年間にわたって続いてきたコロナ禍でございますが、この間、当圏域の高齢者の皆さんの生活にも大きな影響がありました。特に感染すると重症化しやすい高齢者の皆さんは、コロナに対する恐怖心から、できうる限り人と会うことや、外出を避けながら生活をしておられたことと思います。

このコロナ禍の3年間、高齢者の皆さんが、孤独や孤立によって身体的にも心理的にも大きな影響を受けられたのではないかと、そのように感じるわけではありますが、いわゆるコロナフレイルについてどのような見解をお持ちかお聞かせいただきたいと思っております。

例えば、コロナ禍の3年間の間に、要支援、要介護者の方々の介護度が上がってしまうようなケースが増えているのかどうかについてもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） コロナ感染症のフレイルへの影響についてご質問にお答えいたします。

令和2年度から流行が拡大した新型コロナウイルス感染症により、地域での通いの場や体操教室の実施などが、感染拡大への懸念から中止をせざるをえない状況となりました。

現在では、これらの活動も順次再開され、平常を取り戻しつつありますが、この感染症拡大の期間中、高齢者の社会参加の場が大幅に減少したことによる、筋力や心身の活力低下の進行、いわゆるフレイルについて懸念いたしているところでございます。管内の認定者数の過去5年間のフレイルの推移は、横ばいの傾向で推移しておりますが、本年3月末時点におきましては、コロナ感染症の影響が生じているか。現時点では状況を確認しておりませんが、今後、詳細に把握し、分析を進める中で、今後の推移に注視してまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 太田昭司議員。

○2番（太田昭司君） はい、よくわかりました。

この間、高齢者の社会参加が大きく減ってしまったということでもございました。その割にはといいますか、それでも今のところは、それほど大きな影響は出ていないというご答弁だったと思っております。まずは安堵しております。

新型コロナウイルスにつきましては、ようやく第2類から第5類の方に移行したわけですが、今後も高齢者の皆様が安心して外出したり、人と会ったりすることができることで、高齢者の皆様が健康的な日常の生活ができることを願っております。

続きまして（2）の第9期介護保険事業計画について質問させていただきます。

第8期介護保険事業計画の最終年度となる本年度でございますが、2025年までに地域包括ケアシステムの構築を目指すという国の方針に基づいた、当圏域のこれまでの取り組み状況はどうだったのか。また、次期計画の中にどのような新たな視点も盛り込んでいくべきとお考えか、お聞きいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 第9期の介護保険事業計画における地域包括ケアシステムの構築の取り組みについて、ご質問にお答えします。当圏域でも、令和4年から団塊の世代の皆様が介護ニーズが高まる75歳に順次到達してきておりますことから、第8期介護保険事業計画では、地域の高齢者が安心して自分らしい生活を続けることができる地域社会の形成に向け、大きく、9つの重点施策を設け事業を展開しております。

高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止の推進では、地域包括センターが中心となり実施しております。地域資源の把握や介護予防の普及啓発のほか、一般介護予防事業として、体操教室等を実施しております。

また、高齢者の日常生活の支援体制の整備や、介護人材の確保等につきましては、生活支援サービス事業の従事者等の養成研修を開催し、高齢者の生活支援の担い手の育成を図るとともに、地域の支え合い活動の促進等に取り組んできております。

今後につきましては、さらに進行することが見込まれます、生産年齢人口の減少に伴う支え手不足は、大きな課題であり、社会全体で高齢者を支える体制づくりを進めるため、より多くの地域住民の皆さんが支え合い活動にご参加いただくための支援の取り組みを、引き続き市町村地域包括支援センターと連携して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

太田昭司議員。

○2番（太田昭司君） ただいま、地域包括ケアシステムの取り組みにつきましてのご答弁でございました。やっぱり支え手の不足というものが、大きな課題であるということでございます。

地域包括ケアシステムの充実、これにつきましては、先ほども触れましたけれども、昨年の12月に社会保障審議会介護保険部会がですね、介護保険制度の見直しに関する意見の中でも次のように指摘をされております。今後15歳から64歳までの生産年齢人口が急減することが見込まれている。このため、全産業的に人材の確保が厳しい状況となる一方、サービス需要に対応した介護人材の必要数は増えることが見込まれると、介護人材の確保が急務であることを指摘をされており、また、85歳以上の人口の増加に伴い、認知機能が低下した高齢者も増加することが見込まれる。地域で生活する高齢者等の意思決定の支援や権利擁護の重要性が高まることとなると、認知症の施策等のさらなる充実も求めています。

そこではじめに、今後の介護人材の確保についてお聞きいたします。今後、介護人材の確保はさらに難しくなるものと見込まれております。しかし介護に携わる職員の現場の声をお聞きしますと、既に大変なご苦勞をされており、非常にその声は切実なものがございます。

やはり今後は、職員の負担軽減を考えると、若い世代の確保が大変に重要であると考えます。とても難しい課題ではございますが、今後どのように介護人材の充実を図っていくお考えか、お聞きいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 介護人材の確保に向けた対策について、ご質問にお答えします。

当圏域でも、介護人材の不足は大きな課題となっており、特に専門知識が必要な職種につきましては、多くの事業所において、人材確保に苦慮しているところでございます。このため、広域連合では、地域包括支援センターと連携して、介護人材の発掘に努めるとともに、これと並行して、介護サービスに頼らなくても、地域の支え合い活動により、生活を支えていける体制づくりを推進しております。

この取り組みでは、地域の担い手の育成を図るため、生活支援サービス等従事者養成研修を開催しており、研修の開始以来、令和4年度までに253名の方が、研修を修了され、介護サービス事業所への就労に結びついた事例のほか、移動支援など、生活上の困りごとに係る支援活動や、通いの場等を立ち上げて活動いただいているケースなど、一定の成果に繋がっております。引き続き、研修の実施等による介護人材の育成と、実施主体とのマッチングに努めるとともに、より多くの皆さんに地域の支え合い活動に参加いただくため、生活圏域

に配置しております生活支援コーディネーターや、地域包括支援センターと協力して、支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 太田昭司議員。

○2番（太田昭司君） はい、介護人材の確保についてご答弁いただきました。

特に専門知識を有した人材の確保に苦慮しているということでございます。また、そうしたなかにもありまして、人材育成、地域の支え合い、こういった人たちの人材を育成していく。そうしたことをこれまでやってきたと。また、これからも進めていくというご答弁だったと思います。

非常に難しい難題ではございますけれども、今ご答弁にありましたような取り組みをですね、今後も十分な介護人材の確保にしっかりつなげていっていただきたいと思っております。

さらに、介護人材の確保に向けた質問をさせていただきます。介護職員が安心して仕事を続けられ、また介護人材が定着するために、介護ロボットやICTの活用を進めている事例も出てまいりました。例えば、ベッドがそのまま車椅子になるような介護用ベッド、また、高齢者を抱きかかえて車椅子からベッドへ移動させるときに身につけるロボットスーツ、先ほどの質問にもございましたが、こういったスーツですね。いろいろなものが出てまいりました。

このような介護職員の負担を軽減するロボットなどの導入が進むことで、例えば体力に自信のない人も介護職を選択する可能性の幅が広がってまいります。また、国も介護ロボットやICTの導入にあたっての支援を強化しております。是非、県の地域医療介護総合確保基金なども積極的に活用していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 介護ロボットやICTの活用と、今後の計画についてのご質問にお答えいたします。

県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット・ICT導入支援事業を実施しており、県内複数の事業所において導入されているところでございます。当広域連合でも、県からの通知を受け、この事業の内容について、管内事業所に対し周知を図っておりますが、現在のところ管内において導入したという事例の報告はございません。

また、圏域外の事業所で、導入されております介護ロボットの多くは、夜間の睡眠状況の把握などの機能を持つ入所者等の見守りに関する機器が主なものであり、今後、先行的に導入している事業所の効果等も検証し、管内事業所への周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 太田昭司議員。

○2番（太田昭司君） まだ、ロボット等の導入事例がないということでございます。

そんな中にありまして、この見守りでしょうか、そういったシステムの導入につきましては、今検討されているということでございます。是非こうしたICTの導入、また、介護ロボットの導入によりまして、介護サービスの質をしっかりと確保するとともに、介護職員の負担が軽減をされて、介護現場のより良い環境が整備されることで、将来にわたって介護人材が十分に確保されることを願っております。

次に、先ほども少し触れましたけれども、認知症施策の充実について質問させていただきます。これまで広域連携自立圏事業でございました、認知症初期集中支援チームにつきまして質問いたします。このたび、この認知症初期集中支援チームの事業は、広域連携自立圏事業から各市町村の事業となりました。

この経過についてお聞かせいただきたいと思います。また、今後、認知症になる方はさらに増えていくことが予想され、今後も大きな課題となつてまいります。今後、認知症の人とその家族の支援をどのように強化していくご予定か、お聞きいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 認知症初期集中支援チームの活動について、連携自立圏事業から各市町村の事業に移管された経緯についてのご質問にお答えをいたします。認知症初期集中支援チームは、介護保険制度の改正に伴い、平成30年度に各市町村での設置が必須となりましたが、当時、事業の効率性や支援チーム構成員の専門人材確保等の課題に鑑み、単体の市町村での設置は困難と判断し、北アルプス連携自立圏事業としての実施が検討され、その結果、昨年度まで大町市地域包括支援センターに支援チームを共同設置し、事業を実施してきたところでございます。

事業を実施するなかで、大町市に設置された支援チームが、大北5市町村全域の認知症に関わる支援をきめ細かに対応することがなかなか難しいこと、また、地域ごとのニーズが異なることなど、大北5市町村で共同して運営するよりも、各市町村において実施することで、より利用者のニーズに沿った対応が可能となるとの検討結果によりまして、本年度からは、各市町村に支援チームを設置し、事業を実施することとなりました。

今後、認知症高齢者は増加するものと推測しており、第9期計画におきましても、市町村を中心に、地域包括支援センター等が連携を図り、認知症初期集中支援チームの活動の推進を図り、認知症の方やその家族を地域全体で支える体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 太田昭司議員。

○2番（太田昭司君） 広域連携自立圏の事業から、各市町村の事業になぜ移行していったか、その経過が大変良くわかりました。ところで先頃、国会の超党派の議員連盟が認知症基本法案を取りまとめました。

この法案では、認知症の人が尊厳を保ち、希望を持って暮らせるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、これを明記しており、その基本理念として、認知症の人の意見表明や社会参加の機会確保、また、良質かつ適切な保健、医療、福祉サービスの提供、そして家族への支援などを掲げております。

特に、この法案の中で重要になるのが、共生社会の実現ということでございます。それは、認知症になつても意欲や自信を持って自立して社会地域で活躍できる環境を実現することであります。

今後、この認知症基本法が早期に制定されることで、私たち一人一人が認知症を正しく理解する契機となり、認知症の人、そしてそのご家族にとって住みよい社会となることを願っております。

そのためにも、北アルプス広域の第9期計画におきましても、この認知症基本法の理念に沿って、さらに充実した認知症施策をしっかりと盛り込んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

先ほど、コロナ禍による高齢者の孤独、孤立につきまして質問させていただきましたが、今後、独居の高齢者や高齢者のご夫婦のみの世帯が増える中、さらに大きな課題となる孤独、孤立対策として、これまでどのように取り組み、また今後どのように取り組んでいく予定か、第9期計画にどのように位置付けていくお考えかお聞きいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 高齢者の孤独、孤立対策への取り組みについて、ご質問にお答えをいたします。第8期介護保険事業計画の策定時に実施いたしました、高齢者実態調査の結果におきましても、急病時などに駆けつけてくれる親族がいないと回答した方のうち、在宅において介護サービスを利用されている方の割合は21%となっており、その前の調査と比較いたしましても増加傾向になっております。

この背景には少子高齢化の進行等により、家族等の支援が一層困難となっている状況があると分析をしております。こうした状況の中で、高齢者一人一人が住み慣れた地域で、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる社会づくりを推進するため、地域包括支援センターや生活圏域ごとに配置しております、生活支援コーディネーターと連携して、高齢者の居場所づくりや生活上の困りごとへの支援体制づくりに努めているところであります。

これまでに生活支援サービス従事者等養成研修の研修修了者が中心となり、独居高齢者に対する見守りサービスの実施や、買い物等の外出支援、また、社会参加の場の立ち上げなど、複数の地域の支え合い活動が創出されてきております。

第9期介護保険事業計画におきましては、計画作成委員会等において、重点施策等の検討を進めることといたしておりますが、より多くの地域の支え合い活動の創出に向け、さらに必要な施策の検討に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 太田昭司議員。

○2番（太田昭司君） はい、ご答弁にもありましたとおり、私も、やはりこの地域全体で助け合っていく、支え合っていく。そういう社会、地域づくりというものを取り組みがですね。非常に重要になっていく、そのように私も思っております。

先ほども触れましたけども、昨年12月に社会保障審議会介護保険部がまとめた介護保険制度の見直しに関する意見の中でも、多様な課題を抱えるものや、閉じこもりがちにより、通いの場に参加できていない高齢者を、介護予防、見守りの取り組みにつなげるために、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施による医療専門職等からのアプローチや、介護予防把握事業による民生委員、また地域のボランティア、自治会、老人クラブ等からのアプローチなど、様々な手段機会を活用した働きかけを推進していくことが重要である、このように言われ、地域の様々な人たちによる働きかけの重要性について強調されております。

また、本国会での成立が期待されております、孤独、孤立対策推進法案の中でも、孤独、孤立は社会全体の課題である、このように明記されております。ここ、北アルプス圏域の高

齢者の皆様が、社会的に孤立をすることなく、穏やかに過ごしていただけるよう、さらなるお取り組みをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（二條孝夫君） 以上で、太田昭司議員の質問は、終了いたしました。

ここで3時50分まで休憩といたします。

休憩午後3時36分

再開午後3時50分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、消防本部庶務係長より発言を求められておりますので、これを許すことといたします。

消防本部庶務係長。

○消防本部庶務係長（宮坂明史君） 先ほどの、財産の取得に関して、売買仮契約書の収入印紙についてのご質問に対してお答えをいたします。まず、物品購入の売買契約書につきましては、印紙税の対象にならないというものでございます。なお、例外として、印紙税法施行令第26条、印紙税法別表第1課税物件表の適用に関する通則3のイ及び印紙税法基本通達別表第1第2号文書の2には当たらないものでございます。

以上です。

○議長（二條孝夫君） それでは、この件については以上といたします。

次に、質問順位第3位、12番、茅野靖昌議員の質問を許します。

茅野靖昌議員。

〔12番（茅野靖昌君）登壇〕

○12番（茅野靖昌君） 松川の茅野でございます。

アフターコロナにおいての、各種事業の対応、展開についてでございます。コロナ禍で、各種事業が影響を受けて規模縮小や中止となるなか、新型コロナウイルス感染症が、5月8日より感染症法上5類に移行されました。今後の事業展開や対策についてお伺いいたします。

まず、1番目でございます。各高齢者施設で、職員と利用者との間、その接触時、それから面会者と利用者との間の対応、これについて今までと変化が起きて起きるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（二條孝夫君） 質問が終わりました。

茅野靖昌議員の持ち時間は、残り38分といたします。

茅野靖昌議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） アフターコロナに向けて、高齢者施設における利用者と職員間、面会者への対応はどのように変わるかのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は変異を繰り返し、第8波まで継続してまいりました。この間、圏域内の高齢者施設は徹底した感染対策を実施してまいりましたが、いくつかの施設においてクラスターが発生し、事業所を閉鎖または休止せざるをえなくなった事例も確認されたところでございます。

広域連合が運営しております施設では、昨年11月にグループホームひだまりの家で、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、入所者及び職員全員の感染が確認され、入所者1名が入院されました。その他の皆さんは、施設内及び自宅で療養され、現在は通常の運営に戻

っております。また、鹿島荘では、4月の中旬に入所者12名と職員4名の感染が確認されましたが、5月の連休明けからは通常どおりの運営を行っております。

新型コロナウイルスは、今月8日より、感染法上の5類に移行されておりますが、気持ちを緩めることなく、手指消毒の実施や必要に応じてマスクを着用するなど、感染予防の徹底を継続していくことが必要であると考えております。

また、虹の家における入所者の面会につきましては、感染拡大期間中に実施しておりますが、タブレット端末を活用しての面会を当面継続していくこととしております。

また、鹿島荘においては、面会の希望があった場合、手指消毒の実施と発熱の有無を確認した上で、別室を設け短時間での面会をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

茅野靖昌議員。

○12番（茅野靖昌君） 再質問ではありませんけれども、各高齢者施設、そこについて、食品とか、生活用品、それから特に光熱費については、非常に高騰して、物価高騰が経営に悪影響を与えらると思われれますが、今後の対策について何かお考えでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） 高齢者施設での物価高騰の影響と対策についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナ感染症の拡大に伴う景気の低迷や、国際経済の混乱の影響を受け、原油価格等が高騰したことにより、日常生活用品等が相次いで値上げされ、高齢者施設等の運営にも大きな影響が生じております。

広域連合で運営しております虹の家では、コロナ感染症が蔓延する前の令和2年度と比較いたしますと、電気料で約210万円、燃料費で240万円ほどが増加しております。昨年度、管内の各高齢者施設では、物価の上昇を理由として利用料等の値上げをすることが困難なことから、経費の節減等に努め運営をしていると伺っております。

国では、物価高騰が高齢者施設の運営に大きな影響を与えていると判断し、燃料費や電気料について一部助成を実施いたしました。虹の家や鹿島荘等の公共団体等が運営している施設は、補助金の対象外として、補助金を受けることができませんでした。

また、鹿島荘が加盟しております全国老人福祉施設協議会では、5月16日に、日本認知症グループホーム協会、全国老人保健施設協会など関係11団体連名により、物価賃金高騰対策に関する報酬改定等の要望書を、国に提出したとお聞きしております。現在まで、両施設とも施設運営に必要な経費について、できる限りの節減を図るため、運営に取り組んでいるところでございます。

引き続き、経費の節減に努め、利用者の皆様が安心して生活していただける環境を維持してまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

茅野靖昌議員。

○12番（茅野靖昌君） いろいろ経費節減に努力されてるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問に行きたいと思います。今まで、コロナ禍での緊急搬送時、これについては、かなり神経を使って搬送されていたと思われましても、感染症が5類に下がったということでございますので、コロナ禍中と5類になった場合の緊急搬送時の対応に、変化はあるのかどうかお聞きします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。
消防長。

〔消防長（細川彰夫君）登壇〕

○消防長（細川彰夫君） アフターコロナにおける救急搬送時の対応について、お尋ねにお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の流行時における感染防止対策につきましては、国の感染防止対策マニュアル等を基本として、変異株の発生とともに、随時対応策の修正を加えつつ、適切に対応してまいりました。

本年5月8日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症に該当しない5類感染症に変更されましたが、救急隊の感染防止対策におきましては、引き続きマニュアルを参考に実施することとされております。これを受け、これまでと同様に使い捨て感染防止衣や、手袋などの个人防护具に加え、エアロゾルと呼ばれる空気中に微小液体の発生が伴う処置の場合には、必ずN95号マスクやゴーグルを装着し、医療従事者が行う対策と同等の装備で活動することといたします。

また、搬送先の選定につきましては、感染症の発生当初は保健福祉事務所の調整を受けておりましたが、感染が拡大した後は、基本的に救急隊が独自に行っており、法律上の位置付け変更後も、救急隊が選定することに変更はございません。

引き続き、救急隊では感染防止対策を徹底し、活動を継続してまいります。
以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。
茅野靖昌議員。

○12番（茅野靖昌君） 再質問はありません。

今まで、この3点をご質問したわけですが、各高齢者施設それから救急搬送時、いろいろご苦労されていることと推測しました。以前にも増して慎重に対応していただければというふうに思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（二條孝夫君） 以上で、茅野靖昌議員の質問は終了をいたしました。

以上をもちまして、本5月定例会に付議されました案件はすべて終了をいたしました。

ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 5月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、正副議長の選挙が行われ、二條孝夫議長、吉澤学副議長が就任されました。心からお祝い申し上げますとともに、正副議長におかれましては、圏域住民の付託に答え、広域連合議会運営の重責を担い、公平公正かつ円滑な議事の運営にご尽力を賜りますよう心からご祈念申し上げます。

また、今後の議会運営の根幹となります、議会運営委員会及び常任委員会、ごみ処理特別委員会の委員構成並びに各委員会の正副委員長の選任がなされたところでございます。新た

に就任されました正副委員長並びに委員に就任されました議員各位に対しまして、改めてお祝い申し上げますとともに、今後のご活躍を心よりご祈念申し上げます。

また、ご提案申し上げました報告案件、人事案件、事件案件及び予算案件につきまして、いずれも慎重にご審議いただき、原案どおりご承認、ご起立を賜りました。厚く御礼申し上げます。ご審議いただきました過程や一般質問でのご意見、ご提言につきましては、今後の広域行政の運営に十分生かしてまいる所存でございます。

さて、本定例会冒頭のごあいさつでも申し上げましたが、虹の家の経営改善の取り組みにつきましては、昨年11月に立ち上げました、経営改善委員会において協議を進めてまいりました。この度、委員会で協議をいただきました内容をもとに、今後の経営改善と施設運営の方向性について取りまとめた答申書が提出されましたことから、本定例会終了後の全員協議会におきましてご説明申し上げます。

今月8日から、新型コロナウイルス感染症法上、季節性インフルエンザと等と同様の5類に移行したことにより、コロナ前の日常を取り戻す重要な転換期を迎えております。今年の大変連休は、立山黒部アルペンルートの入り込み数が、昨年同期比で約1万5,900人余多い6万1,320人となるなど、明るいニュースも聞こえてまいりました。圏域住民の皆様には引き続き基本的な感染防止対策にご理解いただき、適切な対応をお願い申し上げますとともに、積極的な社会経済活動への参加をお願いいたします。

鮮やかな新緑が目に入る季節となり、間もなく市町村議会6月定例会を迎えるにあたり、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、広域行政の推進と、圏域の発展のため、さらには、住民福祉の向上のため一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたりましてのごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（二條孝夫君）以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位のご協力に感謝申し上げます。

これにて、北アルプス広域連合議会令和5年5月定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会午後4時08分

令和5年5月25日

議会議長

3番

4番